

被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和5年度（2023年度）に熊本市において対応した被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

1 虐待案件受理の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

受理件数	内 訳	
11件	虐待該当	非該当
	4件	7件

2 虐待該当事案の状況等

（1）虐待の類型

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
6件	0件	0件	2件

（2）施設等の種別

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設等
2件	1件	0件	1件

（3）虐待を行った施設職員等の職種

看護師	児童指導員	保育士	その他
0人	1人	0人	5人

※1件の通告受理案件について、複数職員等による虐待行為があったと判断

3 市が講じた措置

児童福祉法第34条の6の規定に基づく停止命令	1件
------------------------	----

※被措置児童等虐待を行った養育里親については、児童福祉法第34条の20第2項の規定に基づき養育里親名簿から抹消

<参考>

児童福祉法第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
- 二 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種